平成２６年（フ）第１０５３８号
東京都新宿区大久保２丁目１―11―903
債務者　大野　　健
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５４６号
神奈川県川崎市川崎区池上新町１丁目３―７―202
債務者　増井　匡樹
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５５４号
東京都大田区下丸子４丁目17―２―202
債務者　吉田　　理
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３１号
沖縄県宜野湾市大山１丁目５番27―302号
コーポ樹
債務者　安里　広美
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１３２号
沖縄県宜野湾市大山１丁目５番27―302号
コーポ樹
債務者　城間　裕也
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１５１号
沖縄県宜野湾市野嵩１丁目34番11―302号
ヒルズ野嵩
債務者　吉本　良太
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１６５４号
横浜市青葉区鉄町1307番地　メゾンドＵ―101
債務者　浅利　美幸
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８２７号
東京都府中市美好町３丁目34番地の９ハイツプラーニャ207
債務者　田中　章雄
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４７８号
静岡市駿河区丸子３丁目２番３―202号
債務者　浦田千恵子
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月19日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０３９４号
東京都中野区野方５丁目17―10―303
債務者　齋藤　和巳
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４７９号
東京都三鷹市中原２丁目21―４―101
債務者　長谷川　渚
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５０１号
東京都足立区加賀２丁目31―６―505
債務者　嶋　　徳久
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５２６号
東京都足立区鹿浜２丁目３―17―104
債務者　立石　哲二
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５２７号
東京都足立区鹿浜２丁目３―17―104
債務者　吉田　佳世
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第６０３号
福岡市西区生の松原１丁目２番９―503号
破産者　光安　博美（旧姓本倉）
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６２１号
福岡市博多区博多駅東２丁目２番27号
破産者　有限会社三栄包装資材
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１５１号
福岡県太宰府市通古賀３丁目13番13号
破産者　有限会社エムアンドティー
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部